

特定健康診査等実施計画(第四期)

三井ハイテック健康保険組合

令和6年4月1日

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とします。

当健保組合の現状

当健保組合は、株式会社三井ハイテックが母体企業となって、昭和62年4月1日に設立された健保組合である。

令和6年度の事業所数は3事業所であり、全て、福岡県北九州市に所在している。

ただし、工場、支社及び営業所は全国に点在している。又、海外子会社、海外営業所及び海外出張所に勤務している被保険者及び被扶養者もいる。

福岡県に在住している被保険者及び被扶養者が85%、残りの15%が福岡県以外の在住者である。

当健保組合に加入している被保険者の平均年齢は、41.5歳であり、男女別では、84%が男性であり、残りの16%が女性である。

健康診断については、地域別に次の方法で実施している。

1. 福岡県北九州市、直方市近郊に在住する者
 - (1) 被保険者 契約した健診機関(西日本産業衛生会)の検診車が本社・工場を巡回して、健診を実施する。
 - (2) 被扶養者 近隣健保組合との共同事業により実施している。健診受診希望者は、次の方法を選択することが出来る。
 - ① 契約した健診機関(西日本産業衛生会)の健診診療所で受診する。
 - ② 契約した健診機関(西日本産業衛生会)の地域を巡回する検診車で受診する。
2. 上記以外に在住する者
 - (1) 被保険者 契約した健診機関で受診する。
 - (2) 被扶養者 健診受診希望者は、契約した健診機関で受診する。
3. 海外子会社、海外営業所及び海外出張所に勤務する者
 - (1) 被保険者 母体企業が現地で健診機関と契約して健診を実施、もしくは一時帰国時に国内の健診機関で実施している。
 - (2) 被扶養者 母体企業が現地で健診機関と契約して健診を実施、もしくは一時帰国時に国内の健診機関で実施している。

令和6年度の基本健診の実施人数(見込)は、次の通りである。

本数値は、令和5年度の12月末現在の特定期健診受診対象者である。

(人)

区分	満40歳以上
被保険者	1,540
被扶養者	622
合計	2,162

(補足説明)

- 1.被保険者は、労働者安全衛生法に基づく健診は全員受診しているので、基本健診は100%受診と判断している。ただし、任意継続被保険者及び海外赴任者は全員受診していないので100%とならない。
- 2.被扶養者については、当健保組合の場合、35歳以上の被扶養者全員を対象にして、健診を実施しており、その健診項目は、基本健診項目が全て網羅されている。過去の受診率は、次の通りである。

年度	項目	受診率(%)			対象者数(名)			受診者数(名)		
		被保険者	被扶養者	平均	被保険者	被扶養者	合計	被保険者	被扶養者	合計
平成30年度		93.9%	67.2%	85.8%	1,269	552	1,821	1,192	371	1,563
令和1年度		93.8%	66.2%	85.3%	1,309	585	1,894	1,228	387	1,615
令和2年度		93.0%	60.5%	83.4%	1,382	582	1,964	1,285	352	1,637
令和3年度		91.2%	59.0%	81.7%	1,393	583	1,976	1,270	344	1,614
令和4年度		96.2%	62.1%	86.2%	1,413	586	1,999	1,359	364	1,723

特定健康診査等の実施方法に関する基本的事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発病した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことが出来るため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

当健保組合が主体となって特定健診を行いそのデータを管理する。

3 事業主等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業主が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業主から受領する。
健診費用の負担は、事業主と保険者で覚書等にて健診項目毎に決める。

4 特定保健指導の基本的な考え方

生活習慣病予備郡の保健指導の第一目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

令和11年度における特定健康診査の実施率を90.2%とする。
この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率

区分	年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
被保険者		97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%
被扶養者		65.0%	67.0%	69.0%	71.0%	73.0%	74.0%
被保険者+被扶養者		87.8%	88.3%	88.8%	89.4%	89.9%	90.2%

2 特定保健指導の実施に係る目標

令和11年度における特定保健指導の実施率60.0%とする。(国の基本指針が示す参酌標準に即して設定)
この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率

(被保険者)

区分	年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者(人)		1,540	1,565	1,590	1,615	1,640	1,665
特定保健指導対象者割合(%)		20.0	19.0	18.0	17.0	16.0	15.0
特定保健指導対象者数(推計)		308	297	286	275	262	250
実施率(%)		32.0	36.5	41.9	47.3	52.9	60.0
実施者数		99	109	120	130	139	150

(被扶養者)

区分	年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者(人)		622	638	654	670	686	702
特定保健指導対象者割合(%)		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
特定保健指導対象者数(推計)		31	32	33	34	34	35
実施率(%)		20.0	30.0	40.0	50.0	60.0	60.0
実施者数		6	10	13	17	21	21

(被保険者+被扶養者)

区分	年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者(人)		2,162	2,203	2,244	2,285	2,326	2,367
特定保健指導対象者割合(%)		15.7	14.9	14.2	13.5	12.8	12.0
特定保健指導対象者数(推計)		339	329	319	308	297	285
実施率(%)		30.9	35.9	41.7	47.6	53.7	60.0
実施者数		105	118	133	147	159	171

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

令和11年度において、令和6年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を16%以上とする。

Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

①特定健康診査

(被保険者)

(人)

区分	年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者数(推計値)		1,540	1,565	1,590	1,615	1,640	1,665
40歳以上対象者		1,540	1,565	1,590	1,615	1,640	1,665
目標実施率(%)		97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0
目標実施者数		1,494	1,518	1,542	1,567	1,591	1,615

(被扶養者)

(人)

区分	年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者数(推計値)		622	638	654	670	686	702
40歳以上対象者		622	638	654	670	686	702
目標実施率(%)		65.0	67.0	69.0	71.0	73.0	74.0
目標実施者数		404	427	451	476	501	519

(被保険者+被扶養者)

(人)

区分	年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者数(推計値)		2,162	2,203	2,244	2,285	2,326	2,367
40歳以上対象者		2,162	2,203	2,244	2,285	2,326	2,367
目標実施率(%)		87.8	88.3	88.8	89.4	89.9	90.2
目標実施者数		1,898	1,946	1,994	2,042	2,092	2,135

②特定保健指導の対象者数

(被保険者)		(人)					
区分	年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者		1,540	1,565	1,590	1,615	1,640	1,665
動機付け支援対象割合(%)		7.0	7.0	6.6	6.0	5.5	5.0
動機付け支援対象者		108	110	105	97	90	83
実施率(%)		32.0	36.5	41.9	47.3	52.9	60.0
実施者数		34	40	44	46	48	50
積極的支援対象割合(%)		13.0	12.0	11.4	11.0	10.5	10.0
積極的支援対象者		200	188	181	178	172	167
実施率(%)		32.0	36.5	41.9	47.3	52.9	60.0
実施者数		64	69	76	84	91	100
保健指導支援対象割合(%)		20.0	19.0	18.0	17.0	16.0	15.0
保健指導対象者		308	297	286	275	262	250
実施率(%)		32.0	36.5	41.9	47.3	52.9	60.0
実施者数		99	109	120	130	139	150

(被扶養者)		(人)					
区分	年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者		622	638	654	670	686	702
動機付け支援対象割合(%)		1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
動機付け支援対象者		9	10	10	10	10	11
実施率(%)		20.0	30.0	40.0	50.0	60.0	60.0
実施者数		2	3	4	5	6	6
積極的支援対象割合(%)		3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
積極的支援対象者		22	22	23	23	24	25
実施率(%)		20.0	30.0	40.0	50.0	60.0	60.0
実施者数		4	7	9	12	14	15
保健指導支援対象割合(%)		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
保健指導対象者		31	32	33	34	34	35
実施率(%)		20.0	30.0	40.0	50.0	60.0	60.0
実施者数		6	10	13	17	21	21

(被保険者+被扶養者)		(人)					
区分	年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者		2,162	2,203	2,244	2,285	2,326	2,367
動機付け支援対象割合(%)		5.4	5.4	5.1	4.7	4.3	4.0
動機付け支援対象者		117	119	115	107	100	94
実施率(%)		31.0	36.0	41.7	47.6	53.6	60.0
実施者数		36	43	48	51	54	56
積極的支援対象割合(%)		10.3	9.5	9.1	8.8	8.4	8.1
積極的支援対象者		222	210	204	201	196	191
実施率(%)		30.8	35.8	41.7	47.6	53.8	60.0
実施者数		68	75	85	96	105	115
保健指導支援対象割合(%)		15.7	14.9	14.2	13.5	12.8	12.0
保健指導対象者		339	329	319	308	297	285
実施率(%)		30.9	35.9	41.7	47.6	53.7	60.0
実施者数		105	118	133	147	159	171

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診は、地域別に次の方法で実施する。

1. 福岡県北九州市、直方市近郊に在住する者
 - (1) 被保険者 契約した健診機関(西日本産業衛生会)の検診車が本社・工場を巡回して、健診を実施する。
 - (2) 被扶養者 近隣健保組合との共同事業により実施している。健診受診希望者は、次の方法を選択することが出来る。
 - ① 契約した健診機関(西日本産業衛生会)の健診診療所で受診する。
 - ② 契約した健診機関(西日本産業衛生会)の地域を巡回する検診車で受診する。
2. 上記以外に在住する者
 - (1) 被保険者 契約した健診機関で受診する。
 - (2) 被扶養者 健診受診希望者は、契約した健診機関で受診する。
3. 海外子会社、海外営業所及び海外出張所に勤務する者
 - (1) 被保険者 母体企業が現地で健診機関と契約して健診を実施、もしくは一時帰国時に国内の健診機関で実施している。
 - (2) 被扶養者 母体企業が現地で健診機関と契約して健診を実施、もしくは一時帰国時に国内の健診機関で実施している。

特定保健指導は、次の方法で実施する。

被保険者は、健康保険組合が委託契約を締結している医療機関及び外部委託業者で実施する。
被扶養者は、健診機関に委託する。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

被保険者・被扶養者がⅢの(1)の2に在住する者は、代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結び、代行機関として支払基金を利用して決済を行い全国で受診が可能となるよう措置する。

イ 特定保健指導

被保険者・被扶養者がⅢの(1)の2に在住する者は、標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考えに基づきアウトソーシングする。また、代行機関として支払基金を利用して決済を行い全国での利用が可能となるよう措置する。

(5) 受診方法

被保険者・被扶養者がⅢの(1)の1及び2に在住する場合は、契約した健診機関で又は巡回により受診を希望する日時を登録したうえで、特定健診又は、特定保健指導を受ける。
受診の窓口負担は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合の機関紙等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。
案内は個別に発送する。

(7) 健診データの受領方法

40歳以上の加入者の健診のデータは、契約健診機関から電子データを随時(又は健診事業期間単位)受領し、当健保組合で保管する。
40歳未満の加入者の健診のデータは、母体企業から電子データを随時(又は健診事業期間単位)受領し、母体企業の健康管理室および当健保組合で保管する。
また、特定保健指導についても同様に、外部委託先機関から電子データで受領し、当健保組合で保管する。
なお、データの保管期間は5年間とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、次の方法で選出する。

- | | |
|-------|--------------|
| ①被保険者 | 健康保険組合が選出する。 |
| ②被扶養者 | 契約健診機関が選出する。 |

また、効果の面からは、40歳代の者から優先して選出する。

IV 個人情報保護

当健保組合は、三井ハイテック健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。
当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。
当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は当健保組合職員及び母体企業の健康管理室の産業医、保健師、職員に限る。
外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記する。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、機関紙やホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

令和9年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要ある場合は見直す。

以上